はじめに

昨年の 11 月 30 日、わたしたちは大いなる夢をもって、選挙から政治の未来をつくりだそうと決意し、「選挙市民審議会」を設立しました。

わたしたちの夢とは、主権者の手によって日本における議会制民主主義を成熟させ、主権者がその実りを共有することです。

わたしたちは、現在の選挙制度では公正・平等な選挙にならないと考えています。主権者の多数意見が国会の中で多数意見となっていません。少ない得票でも多くの議席が与えられ、しかも、膨大な死票が生まれるなど民意を正確に代表できていません。加えて、立候補や選挙運動も自由にできません。また、「迂回献金」による政策誘導は後を断ちません。

議会制民主主義は成熟せずに、劣化しているのではないでしょうか。

限られた人たちだけが選挙に携わり、多様な民意が政策・立法に反映されない結果、政治不信による投票棄権や白票を投じる行為など、負の循環が起こっています。このままでは日本の議会制民主主義は沈没してしまいます。

そのように考えたわたしたちは、国会議員にお任せするのではなく、市民のイニシアチブによる選挙制度改革を進めようと、この一年間、3 つの部会に分かれて、活発な議論を行ってきました。

このたび、その一部について、結論がまとまりましたので、ここにこれを中間答申として公表します。

中間答申の概略は、以下のとおりです。

◇第 1 部門：選挙運営方法

現在の公職選挙法は複雑で、政治活動や選挙運動としてどのような行為ができるのか、何が違反なのかが理解しにくく、罪刑法定主義に反する非民主的なものであり、制度自体が政治活動や選挙運動への市民の参加を拒んでいます。

こうした問題意識の下、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動(憲法前文)」するために、種々の選挙運動規制に関する下記の項目について、中間答申をまとめました。

＊　戸別訪問の自由化
＊　電子メールによる選挙運動の自由化
＊　ローカル・マニフェスト頒布の自由化
＊　公開討論会の自由化と公営立会演説会の復活
＊　１８歳未満者の選挙運動の自由化
＊　供託金の廃止
＊　選挙運動期間の廃止

◇第２部門：選挙制度

・・・・・

こうした問題意識の下、国政選挙制度改正の方向性を示す中間答申をまとめました。2017年末に予定している最終答申に同改正案を公表する予定です。

＊　衆議院選挙制度改正の方向性
＊　参議院選挙制度改正の方向性
＊　両院共通の選挙制度改正の方向性

◇第３部門：関連法制

こうした問題意識の下、地方議会選挙制度および公職選挙法に関連する政治資金規正法に関する下記の項目について、中間答申をまとめました。

＊　市区町村選挙に制限連記制導入
＊　都道府県議会・政令市議会選挙を比例代表制に
＊　企業団体献金の全面禁止

今後、次の選挙制度の改革テーマについても引き続き、検討を進め、1年後には、結論を得て、公表します。多くの市民の皆様の賛同を得て、喫緊の課題である選挙制度の改革を進めていきたいと考えていますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願いします。

＊選挙運動の完全自由化　＊公費負担の見直し　＊買収規定等罰則の見直し
＊首長選に選好順位投票（移譲式）／決選投票導入
＊選挙管理委員会改正案　＊政党助成法改正案

【選挙市民審議会】

共同代表：片木淳（第１部門）　只野雅人（第２部門）　三木由希子（第３部門）

第１部門委員：石川公彌子　小島敏郎　小林幸治　武井由起子　坪郷實　濱野道雄
山口あずさ
第２部門委員：秋葉忠利　伊藤朝日太郎　太田光征　小澤隆一　桂協助　小林五十鈴
田中久雄　林克明　山口真美
第３部門委員：太田啓子　大山礼子　北川正恭　桔川純子

２０１７年1月２４日